

グローバル卓越人材招へい研究大学強化学業（EXPERT-J）公募 よくある質問（FAQ）

掲出日：令和7年8月6日

改訂履歴	改訂内容
2025/8/1 2025/8/6	初版作成 追記修正（EX1009、EX1020、EX2005）

FAQ番号	分類	質問	回答	備考
EX1001	公募申請	国際卓越研究大学に準ずる日本トップレベルの大学として、国際卓越研究大学の認定に関する基準である「国際的に卓越した研究の実績」を有することを想定するとされているが、実績が基準に満たない場合応募はできないのか？	基準に満たない場合でも応募は可能です。	
EX1002	公募申請	支援対象分野に限定はあるか？本事業において、戦略分野は設定されているのか？	今回の公募においては、戦略分野は設定しておらず、研究分野の限定はありません。大学が強みを有し、戦略的に強化を図る分野を対象としてください。	
EX1003	公募申請	申請において、大学が強化を図る研究分野については1つに限定する必要があるか？	今回の公募においては、大学が強化を図る研究分野については複数設定いただいて構いません。ただし、分野ごとに招へい・受入れの構想が異なる場合は、申請様式に研究分野毎の構想を記載してください。	
EX1004	公募申請	申請書を受領書はもらえるのか。	申請書類提出のメール到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対しメールで返信します。メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかにご連絡ください。	
EX1005	公募申請	申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。	直接JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いします。	
EX1006	公募申請	申請書を提出するメールの発信者は事業統括や担当者である必要があるか。	ありません。ただし、必ず事業統括及び担当者のメールアドレスをC.C.に含めて提出してください。	
EX1007	公募申請	申請要件違反により審査対象とならなかった場合、その旨の連絡があるか。	申請要件違反を行った申請者についても、審査の結果として通知します。申請書の提出にあたっては、申請要件違反とならないよう、提出前に十分な確認をお願いします。	
EX1008	公募申請	申請書の提出後に不備を見つけた場合、申請書の差し替えや修正は可能か。	公募締切時刻以降の申請書の差し替えや修正は認められません。差し替えや修正についてはファイルの取り違えなどのリスクが生じますので、申請書に不備がないか、提出前に十分な確認をお願いします。	
EX1009	公募申請	申請書の様式は、必要に応じて文字数や行数を変更することは可能か。	申請書様式に記載されたガイドラインに則った上で文字数や行数を変更することは可能ですが、申請様式については、A4用紙・18枚以内（厳守。ただし、5.「招へい・受入れ予定の海外若手研究者」、6.「研究セキュリティの確保」、8.「具体的な招へい予定がある若手研究者のCV」を除く）とし、ポイントをおさえ、査読者が読みやすいように作成してください。また、特段の指定がないかぎり、フォントサイズは10.5、行間は固定値18としてください。	2025/8/6 枚数の誤記を修正
EX1010	公募申請	公募申請においては、既に招へい・受入れ計画が固まり、それを予定する海外若手研究者が具体的であることが必要か？海外若手研究者の招へいを確約する念書等を申請に添付する必要があるのか？	公募申請の時点で必ずしも招へい候補者が学がなくても申請は可能です。大学が戦略的に強化を進める分野において研究力強化や国際脳循環につなげ、世界と伍する研究力を発揮するための戦略を踏まえ、招へい予定の人数を計画に盛り込んでください。ただし、評価の観点「5.実現可能性」において「招へい・受入れを行う海外若手研究者が、申請時点において、どの程度具体的に特定・想定されているか」とされており、具体的にイメージができるよう申請様式5-2.に記載してください。 すでに具体的な招へい予定がある海外若手研究者については、申請様式の5-1.に列記いただき、参考資料としてCVを記載いただきます。	
EX1011	公募申請	選抜基準に基づき大学が招へい・受入れを希望する海外若手研究者について、JSTが当該研究者に対する支援を認めない場合があるのか？	採択大学における海外若手研究者の選抜にあたり、審査・採択の過程で適切と認められた選抜基準に基づき、当該研究者の質の評価が適切に行われているか、JSTとしても確認します。あわせて、重要技術分野において招へい・受入れを行う海外若手研究者については、研究セキュリティの確保に当たっての大学におけるデュール・ディリジェンス及びリスクマネジメントの状況も確認します。JSTが適切と確認できた海外若手研究者のみ、助成金の執行を認めます。	
EX1012	公募申請	国際卓越研究大学に認定されている大学は、この事業に公募申請することができるか。	令和7年8月18日時点で、文部科学省から国際卓越研究大学の認可・認定を受けていない国公私立大学が支援対象となります。	
EX1013	公募申請	国際卓越研究大学に現在応募している大学は申請ができるのか。	応募可能です。ただし、国際卓越研究大学に認定された大学は、当該大学における国際卓越研究大学研究等体制強化計画が開始される年度以降は、当事業からの支援は行いません。	
EX1014	公募申請	一つの大学から複数の公募申請を提出することはできるか。	各大学は、事業開始時点で当該大学に所属する者のうち1名について、事業統括として予め指名し、部局横断による実施計画の実現に向けた推進体制を構築することと定めており、一つの大学から複数の公募申請をすることはできません。	
EX1015	公募申請	複数の大学で連携して、1つのプロジェクトを提案することは可能か？	複数の大学を運営する大学法人や、重点的に推進する研究分野が近く連合研究科を設置する大学などで連携が想定されますので、共同申請は可能です。ただし、審査によっては、共同申請した大学間で採択不採択結果が異なることもありえますので、その点をご承知おきください。	
EX1016	公募申請	公募申請できる機関は日本の大学のみか？民間企業、国立研究開発法人、大学共同利用機関の申請は可能か。	学校教育法に規定する大学のみ申請可能です。民間企業、国立研究開発法人、大学共同利用機関の申請はできません。	
EX1017	公募申請	本事業実施に係る学内規程の整備は、申請段階で完了する必要があるか？	採択されていない状態で規程を整備するのは難しいと考えますが、学内の合意形成を申請段階で進めていただき、採択された場合には速やかに規程を整備いただき、本事業での海外若手研究者の招へい・受入れに着手する時点では、規程が発効されているよう進めてください。	
EX1018	公募申請	面接審査は実施するのか。	公募要領に記載の通り、面接審査は予定しておりません。	
EX1019	公募申請	公募選考時の審査のポイントを知りたい	公募要領P26～P28を参照してください。なお、本企業は優秀な海外若手研究者の招へい・受入れのみならず、大学が強みを有し、戦略的に強化を図る分野における研究力の強化、国際脳循環の推進を目指すものです。評価の観点の5項目についてはいずれも事業の円滑かつ効果的な実施に必要な事項となります。	

FAQ番号	分類	質問	回答	備考
EX1020	公募申請	具体的に受け入れる海外若手研究者が決定している場合は、「5-1_具体的な海外若手研究者のリスト」を作成することになるが、例えばPIとなりうる海外若手研究者のみ具体的に候補者が決定しており、PIを受け入れた後に博士研究員（ポストドクター）、博士後期課程学生を受け入れる場合はどのように申請書を記載すればよいか	具体的に候補者が決まっていない海外若手研究者（この場合、博士研究員、博士後期課程学生）については、「5-2_今後の招へい・受入れ計画」に記載いただくようお願いいたします。その際、5-1で記載いただいたPIとなりうる若手研究者とチームを構成することも記載ください。	2025/8/6追加
EX2001	支援対象者	海外若手研究者の年齢などの要件について詳しく教えて欲しい。	本事業では、海外若手研究者を招へい・受入れの段階で45歳未満と定めており、PI（Principal Investigator：研究プロジェクトにおいて、科学上又は技術上の方針についての責任を有する者）等の研究者、海外博士研究員（ポストドクター）、海外博士後期課程学生が含まれます。	
EX2002	支援対象者	招へい・受入れを行う海外若手研究者の属する海外所属機関はアカデミアでなくても良いか。たとえば、海外の民間企業、日本国内の民間企業、有期雇用期間の終了した国内アカデミアの若手研究者の雇用継続が想定できる。	海外機関はアカデミアには限りませんが、対象国（公募要領P18記載）以外の海外機関に所属している若手研究者の招へい・受入れは本事業の対象外です。なお、当該機関への所属を予定していたが、時下の事情より渡航できなかった若手研究者も対象とします。	
EX2003	支援対象者	大学における研究体制構築の観点から、海外若手研究者招へい・受入れの具体的なイメージを教えてください。	海外機関に所属する優秀な海外若手研究者については、個人での受入れ、チームでの受入れの両方を可能とします。個人での受け入れについては、例えばPI（Principal Investigator）となりうる海外若手研究者を大学に招へいし、大学内外から博士研究員（ポストドクター）、大学院生を研究費で雇用することや、複数機関からの優秀な海外研究者を組み合わせたチームをつくるのが想定されます。また、海外若手研究者をPIとする海外機関の研究チームをそのまま日本に招へい・受入れすることも可能です。公募説明会資料に掲載の招へい・受入れイメージ図もご参照ください。	
EX2004	支援対象者	博士後期課程学生の定義について教えてください。	以下を指します。①区分別の博士後期課程（第1年次～第3年次相当）、②一貫制の博士課程（第3年次～第5年次相当）、③後期3年の課程のみの博士課程（第1年次～第3年次相当）、④医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程（第1年次～第4年次相当）。	
EX2005	支援対象者	大学全体で、博士研究員（ポストドクター）、もしくは博士後期課程学生のみを招へい・受入れる構想とすることは可能か。	認められません。大学が戦略的に強化を図る研究分野における研究力強化に向けた中核となる人材の受入れ・定着を図る観点から、PI（Principal Investigator）となりうる海外若手研究者の招へい・受入れを行ってください。その上で、大学の戦略分野における研究力強化の観点で、海外博士研究員、海外博士後期課程学生の招へい・受入れを行ってください。なお、招へい・受入れを行う海外博士研究員・海外博士後期課程学生に係る給与・研究奨励費・研究費の総額がPIとなりうる海外研究者の給与・研究費の総額を大幅に超えることが無いよう、処遇・受入れ人数についても検討を行ってください。招へい・受入れを行う海外博士研究員・海外博士後期課程学生については、必ずしも招へい・受入れるPIのチームメンバーである必要はありません。招へい・受入れるPIとは紐付かない全く別の招へい・受け入れとして、海外博士研究員・海外博士後期課程学生を招へい・受け入れることも可能です(EX2006もご参照ください)	2025/8/6 回答を追記
EX2006	支援対象者	招へい・受入れを行う海外博士研究員、博士後期課程学生は、必ず招へい・受入れを行ったPIとなりうる海外若手研究者のチームにおいて研究を行わないといけないのか。	海外博士研究員（ポストドクター）および海外博士後期課程学生に関しては、大学として強みを有する分野等における研究力強化の観点から、自学の優秀な研究者の下に配属し、研究活動を実施させることも可能です。	
EX2007	支援対象者	海外から招へいした若手研究者は、大学内でどのような処遇とすべきか。	PI（Principal Investigator）となりうる海外若手研究者に対しては、原則としてテニュア、もしくはテニュアポストを明示した上でのテニュアトラックとするなど、支援終了後の定着を見据えたポストで処遇してください。海外若手研究者に対する給与、海外博士後期課程学生に対する研究奨励費などの処遇、研究費について、本事業では公募要領に目安は示すものの、上限額は定めていません。本事業の趣旨を充足すべく世界水準の処遇や研究環境を目指すことに留意しつつ、大学で定めた規程や研究方針に従い、必要十分な処遇を設定ください。	
EX2008	支援対象者	海外博士後期課程学生は、転籍させて受入れることが必要か？	海外大学との定めに基づく大学での博士後期課程学生の受入れ制度等を用い、日本の大学に博士後期課程学生を受入れることも可能です。	
EX2009	支援対象者	招へい・受入れを行う海外若手研究者毎に処遇を変えることはできるか。	国際的な人材獲得競争を勝ち抜く処遇を提示することは重要であり、また必要となる研究費についても研究体制により変動します。公募要領で示す目安の額を参考にし、大学としての基準を定めていただいた上で、招へい・受入れを目指す海外若手研究者に応じて給与・研究奨励費・研究費の額を変動させることは可能です。	
EX2010	支援対象者	招へい者の国籍に制限はあるか。	招へいする海外若手研究者の対象国（海外に在籍している場合の所属機関のある国）については、公募要領に定めた通りです。また所属機関が国際機関であり複数の国に拠点がある場合も当該若手研究者が主に所属していた部局の所在地で判断ください。当該若手研究者の国籍に制限はありませんが、大学において、公募要領に定める研究セキュリティ確保に向けた取組を行ってください。	
EX2011	支援対象者	研究セキュリティの確保に向け、招へい・受入れを行う海外若手研究者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、適切なリスクマネジメントを行うとあるが、具体的にはどのような対応が必要となるのか。	「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性（概要）」（令和6年12月18日 文部科学省科学技術・学術政策局）に沿って各大学で適切にリスク管理等に組み込んでいただく必要があります。また、研究セキュリティ確保の取組として、重要技術分野において受入れを行う大学は、招へい・受入れを行う若手研究者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、適切なリスクマネジメントを行うことを求めます。また、受け入れる海外若手研究者の研究内容によっては、JSTからリスク軽減策の対応を依頼する場合があります。	
EX2012	支援対象者	招へい・受入れを行った海外博士後期課程学生が休学した場合、支援を継続できるのか。	休学時は研究活動へのコミットがありませんので支援はできません。	
EX2013	支援対象者	招へいした海外若手研究者について、大学と雇用契約は必要か。	招へい・受入れを行った海外若手研究者（海外博士後期課程学生については給与を支給する場合）については、必ず当該大学と雇用契約を締結してください。場合によっては、処遇を示す証拠として雇用契約の写しをJSTに共有いただけます。（研究奨励費を支給する海外博士後期課程学生については、雇用契約は必要ありません。）	

FAQ番号	分類	質問	回答	備考
EX2014	支援対象者	海外若手研究者にはクロスアポイントメントにより他機関の研究を実施することを認めて良いか。	本事業ではクロスアポイントメントにより他機関の研究を実施することは妨げませんが、支援終了後の定着を踏まえたポストの提示等、事業要件を踏まえた取組を行ってください。	
EX2015	支援対象者	本事業の対象となる取組として、海外機関に所属する優秀な若手研究者を招へいする事が挙げられるが、ここでの「優秀」の定義について知りたい。	一律な定義は定めておりません。申請内容を検討する際に、大学として強化する戦略分野を踏まえつつ、海外若手研究者の選抜基準を定めていただく必要があります。	
EX2016	支援対象者	招へい・受入れを研究チームで予定する場合、チームの筆頭となるPI格の海外若手研究者以外に年齢が45歳以上の研究者が含まれても良いか。	差支えありません、招へい・受入れる研究チームに45歳以上の研究者が含まれる場合、当該研究者の人件費は大学自主財源で支援して下さい。	
EX2017	支援対象者	すでに当該大学に所属している優秀な若手研究者がPIとして研究チームを構成する場合、当該若手研究者も招へい・受入れを行う海外研究者と同様に本事業で支援しても良いか。	本事業の採択決定前に大学において受入れた若手研究者は支援対象にはなりません。	
EX2018	支援対象者	本事業で招へい・受入れを行う海外博士後期課程学生の候補者においては、学位取得後の進路として母国に帰国することを希望されており、「我が国の科学技術・イノベーションに将来的に多大な貢献を果たすこと」が期待できないと大学が判断せざるを得ない場合でも本事業での支援は可能か。 「我が国の科学技術・イノベーションに将来的に多大な貢献を果たすこと」をどのように大学は確認をすれば良いか。	本事業で招へい・受入れを行う海外博士後期課程学生については、修了後の大学・日本における活躍が期待されますが、修了後も大学との研究ネットワークが継続され、大学の研究力強化に資すると考えられる者に対するの支援も想定されます。	
EX2019	支援対象者	PIとなりうる海外若手研究者の研究に参加する学内の外国人博士研究員（ポストドクター）へのRA人件費や給与に対する支援助成は可能か。	PIとなりうる海外若手研究者の研究費から支出することが可能です。	
EX2020	支援対象者	現在所属する研究機関が保有する貴重試料、データを活用できることが当該人材の魅力の一つであった場合、本学のテニュア教員にするよりも、一定期間雇用後に帰国してもらおう方がメリットが大きいと判断した場合、戦略的にテニュア化しないという提案もあると思うが、対象となるか。	大学の研究力強化に資する人材の我が国への定着を図ることが本事業の目的であり、PIとなりうる海外若手研究者については原則としてテニュアもしくはテニュアポストを明示したテニュアトラックとすることとしています。	
EX3001	支援内容	本事業では、招へい・受入れた優秀な海外若手研究者に向けて何を支援できるのか。	本事業で対象とする海外若手研究者の人件費（給与）、ならびに海外博士後期課程学生には、研究奨励費（大学の判断により研究奨励費ではなく給与としての支出も可能）を支援することができます。また、海外若手研究者に対する研究費の支援が可能です。（また、機関に対して、研究のセットアップ等に係る研究環境整備費や、大学における招へい・受入の実施に向けた体制整備、招へい・受入れに資する活動を行うための大学事務費を支援します。）	
EX3002	支援内容	本事業では、海外から招へいした若手研究者への支援の他、機関においてはどのような助成金の使途が認められているのか。	大学は、海外若手研究者の招へい・受入れ、および海外若手研究者の研究環境整備、家族も含めた生活サポートを実施する「招へい・受入推進チーム」を整備します。JSTは、その一助とするため、「大学事務費」により大学の体制整備、招へい・受入に係る人件費、活動経費を支援します。 また、研究環境整備費（研究セットアップ費用）として、（海外若手研究者単位ではなく）機関あたり総額5千万円を、大学の構想に基づき支援期間中を通じて支援します。	
EX3003	支援内容	海外若手研究者を何名まで支援できるのか。内訳として、海外若手研究者と海外博士後期課程学生はそれぞれ何名支援できるのか。また、それぞれの人数比率はどのくらいと考えれば良いか。	各大学の構想を踏まえて決定します。事業終了後の自走化も見据え、世界水準の処遇で支援できる人数を計画してください。また、招へい・受入れ人数については制限はありませんが、PIとなる海外若手研究者1名当たり海外博士後期課程学生の受入は4名までとするなど、招へい・受入れを行う海外博士研究員（ポストドクター）・海外博士後期課程学生に係る給与・研究奨励費・研究費の総額がPIとなりうる海外若手研究者の給与・研究費の総額を大幅に超えることが無いよう、処遇・受入れ人数について考慮してください。 なお、申請に当たっては、大学の海外若手研究者の選抜基準に基づき選抜を行うこと（基準自体が審査の対象となること）を十分考慮し申請を行ってください。	
EX3004	支援内容	本事業での研究成果を論文投稿する際、謝辞等に掲載すべき本事業の英語名称を知りたい。また、謝辞に掲載すべき体系的番号はあるのか。	本事業は「グローバル卓越人材招へい研究大学強化事業」と呼称します。英名はEXcellence Program for Engaging Research Talent - Japan（EXPERT-J）となります。グラント番号（論文謝辞等における研究費に係る体系的番号）は決定次第、ウェブサイト等にて採択大学にお知らせします。	
EX3005	支援内容	事業として3年間となるが、それ以降の処遇については何らかの助成金の支援は予定されているのか。	本事業の助成期間は、令和7年（2025年）10月から令和10年（2028年）9月末までを予定しております。また、助成期間終了後の定着を見据え、PIとなりうる海外若手研究者については原則テニュアもしくはテニュアポストを明示したテニュアトラックとし、支援終了後大学自主財源等での雇用を確保するなどの自走化を図ることが求められます。	
EX3006	支援内容	海外若手研究者の支援、海外博士後期課程学生の支援のそれぞれに事業のアウトプットが明確に定められているのか。前者には、テニュアトラックの雇用計画を定めておく必要があるか。また、後者には、他の事業にて実施しているキャリア開発・育成コンテンツの提供が必要か。後者にはキャリアパスの多様化が事業成果として求められるのか。	事業終了後は、招へい・受入れを行った海外若手研究者に対して、原則テニュア、もしくはテニュアポストを明示した形でのテニュアトラックでの雇用を確保し、大学自主財源での雇用を確保していただきます。また、招へいした海外博士後期課程学生に対するキャリア支援を大学に対して求めますが、キャリアパスの多様化については、本事業の目的とは合致しないため、必須ではありません。 事業期間中か事業終了後にかかわらず、本事業で招へいた海外博士後期課程学生への次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）などによるキャリア開発・育成コンテンツの提供は任意とします。なお、当該学生に向けてはSPRINGでの支出は認められません。	
EX3007	支援内容	招へい・受入れを行った海外博士後期課程学生に対し、研究奨励費ではなく、雇用し給与支出を行うことは可能か。	欧米では博士後期課程学生に対し給与を支出しており、日本でも国立研究開発法人物質・材料研究機構や国立研究開発法人理化学研究所等が、博士後期課程学生に対し給与を支給しています。本事業においても、大学の判断により、海外博士後期課程学生に対し研究奨励費ではなく雇用し、給与を支給することも認めます。ただし、当該学生に対し、給与と研究奨励費の両方を支出することはできません。	

FAQ番号	分類	質問	回答	備考
EX3008	支援内容	招へい・受入れを行った海外博士後期課程学生を、他の競争的研究費等によるRAとして雇用することは可能か。	招へい・受入れを行う海外博士後期課程学生には、研究に専念するための支援を十分に行える仕組みとしているため、他の競争的研究費等によるRAとしての雇用はできません。	
EX4001	事業費	海外若手研究者の給与・研究奨励費・研究費については、公募要領に示す目安を参考に大学が上限設定可能としているが、満額措置されるのか。	大学の海外若手研究者に対する支援に係る構想を総合的に判断し、予算の範囲内で支援額を決定します。	
EX4002	事業費	採択後に、大学の判断で流用を行い、海外若手研究者の給与の増額等を行うことは可能か。	流用の範囲内であれば可能です。ただし、招へい・受入れ人数を変更する場合はJSTにご相談ください。	
EX4003	事業費	大学事務費として直接経費の10%を支出可能とあるが、これは、委託研究の間接経費と同一の用途に支出可能と考えればよいのか。また、使途について報告義務はあるか。	本事業において、海外若手研究者の招へい・受入れに向けた取組に従事する「招へい・受入れ推進チーム」構成員の件数、海外若手研究者の宿舍の借り上げ・赴任旅費等の招へい・受入れに直接関係する経費、その他招へい・受入れに向け大学において必要となる経費について、大学の規程に基づき支出可能であり、委託研究の間接経費の使途とは同一ではありません。使途については助成事業実績報告書において報告いただきます。	
EX4004	事業費	「海外若手研究者から教育研究以外の職務を減免」するための人件費は大学事務費で支出を認められるのか。	「招へい・受入れ推進チーム」構成員に当たる人件費は大学事務費より支出可能です。	
EX4005	事業費	「世界水準の給与」を海外若手研究者に支給したいが、自己資金での給与に上乗せする形で本事業費で人件費を支出しても良いか。	計上可能ですが、大学において適切に区分経理を行ってください。	
EX4006	事業費	招へい・受入れを行った海外若手研究者が競争的研究費を獲得した場合、本事業からの研究費の支出は認められるのか。	海外若手研究者が競争的研究費を取得できた場合は、同じ研究目的に対する支出は不可となります。なお、海外若手研究者が他の競争的研究費に採択された場合、本事業の助成金による研究費は、同一の研究目的での使用とならないよう計画変更、研究費支給の中止等の対応を行ってください。他の他の競争的研究費に採択された場合速やかにJSTに対し、取得した競争的研究費の情報、及び助成金による研究費の対応状況について報告してください。報告した内容に応じ、JSTは当該競争的研究費の資金配分機関に対し報告を行います。	
EX4007	事業費	海外の事業年度の区切りに従い、秋季に招へい・受入れをする場合、当該年度の事業費の増減をすることは可能か。	交付時の計画において妥当と判断された事項に対し、当機構は助成を行います。海外若手研究者の招へい・受入れの確実性が担保できないことを考慮し、年度当初見込みで助成を行い、未執行分については年度末に返金を求めます。	
EX4008	事業費	JSTからの助成経費ならびに、大学自主財源による支援経費（申請書「7.資金計画」に記載）のマッチング比率は定めるのか。	定めます。ただし、大学における支援終了後の自動化や受入れの確実性を判断する材料とします。	
EX4009	事業費	本事業で認められている支援経費「給与・研究奨励費」、「研究費」、「研究環境整備費」、「大学事務費」それぞれにどのような具体的な使途が例示できるのか。	公募要領31-32頁を参照してください。	
EX4010	事業費	「研究環境整備費」とあるが、大学の資産となるような建物、土地取得などに支出しても良いのか。	認められません。	
EX4011	事業費	支援開始（雇用）までにリクルーティングや雇用条件の交渉など対象者と協議する時間が必要であるが、いつ頃までには支援を開始しておく必要があるか。	大学における招へい・受入れ予定時期を踏まえ、大学において設定する必要があります。なお、本事業は海外若手研究者の緊急招へい・受入れのための事業であり、研究者の質を担保した上で早期の受入れが望ましいと考えます。なお、本事業の助成期間は令和7年（2025年）10月から令和10年（2028年）9月末までを予定しています。	
EX4012	事業費	3年間の支援の後、引き続き別財源で雇用する必要があるか。テニュアポストとする必要があるか。有期雇用となっても良いか。	PI（Principle Investigator）となる海外若手研究者に関しては原則としてテニュアもしくはテニュアポストを明示したテニュア・トラックとするなど、支援終了後の定着、自動化を前提とします。海外博士研究員、海外博士後期課程学生に関しても定着が望ましいですが、自学の研究力強化に寄与する研究ネットワークの継続は行ってください。	
EX4013	事業費	招へい者への日本語習得にかかる教育費用も支援に含めて良いか。	研究の遂行上必要となる場合等は可能です。大学にて適切に判断してください。	
EX4014	事業費	招へい者の家族に対するサポート（家族の日本語教育、子の保育園への通園、託児費用、習い事など）も支援に含めて良いか。	認められませんが、大学の規程に基づく家族手当・子女手当の形での支出は可能です。	
EX4015	事業費	「研究環境整備費」と「研究費」は何が違うのか。	研究環境整備費は、海外若手研究者の研究セットアップに係る研究場所、研究設備・備品の整備等、海外若手研究者が研究に専念できる環境を整備するための費用であり、期間中大学全体で5,000万円を措置します。例えば複数の研究者での共用設備等も支出可能です。研究費は、海外若手研究者の研究に直接かかる物品費、旅費、研究体制整備に係る人件費が支出可能であり、海外若手研究者が大学に提出する研究計画書に基づき執行することとなります。	
EX4016	事業費	海外若手研究者の給与・研究奨励費と研究費の合計額については、公募要領に目安の金額が記載されており、上限は定めないとあるが、最低金額は決まっていないのか。	定めます。考え方が妥当であれば目安を下回っていても認めます。また海外若手研究者ごとに配分を変更することも認めます。	
EX4017	事業費	ビザの取得費用は、事業費に計上しても良いか。可能な場合、費目は何か。	研究費、研究環境整備費、大学事務費からの支出は認められません。海外若手研究者への給与、海外博士後期課程学生への研究奨励費から本人が支出すること、もしくは大学自主財源で支出することは妨げません。	
EX4018	事業費	研究奨励費は税務処理上どのように扱えば良いか。	研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われ、所得税、住民税の課税対象となります。そのため、確定申告が必要となることや以下の事項について、対象学生、扶養義務者（親等）に適切に周知するとともに、大学において必要なサポートをお願いします。 ① 対象学生自身で、社会保険、年金等の手続き・管理を行うことが必要になります（実施機関が別途雇用手続きを行う場合を除く）。 ② 健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の担当者に問い合わせてください。 ③ 所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。	

FAQ番号	分類	質問	回答	備考
EX5001	事業推進	事業実施期間中に事業統括が交代することは可能か。	事業統括は、海外若手研究者の招へい・受入及び運営責任を持つことから、事業実施期間中に別の者に交代することは想定していません。やむを得ない事情で交代が必要になった場合は、JSTまでご相談ください。	
EX5002	事業推進	事業統括は既存の取組（博士後期課程学生支援事業：SPRING、BOOST）における事業統括や、他の委託研究プロジェクトのPIと同一人物でも問題ないか。	問題ありませんが、本事業に対して適切に責任を負い、円滑にプロジェクトが推進されるよう、エフォートとして無理の無い兼務状態にしてください。	
EX5003	事業推進	推進体制には、学外の有識者も含めるべきか。	学外の有識者を推進体制に含めることは必須ではありませんが、招へい・受入れ候補となる海外若手研究者の評価や処遇の設定など、本事業に係る施策を実施する上で大学が必要と判断する場合は含めていただく必要があります。	
EX5004	事業推進	「事業統括は国際頭脳循環等の取組を通して今まで若手研究者の人材育成を実施した十分な実績があるか」とあるが、具体的にはどのような実績を想定しているのか。	ひとつの事例としては、全学的な研究企画について責任を負う研究推進担当の役員（例、理事、副学長）が事業統括に就任頂くほか、本事業では海外とのやりとりがあるため、国際戦略担当の役員が兼務することなどが挙げられます。事業の趣旨、大学内の体制を踏まえて適切に選定ください。	